

「子どもを性被害から守るための条例のモデル」 (座長整理案)

I 目的・基本的考え方

1 目的

- ・ 子どもを性被害から守るため、子どもの性被害の予防及び性被害を受けた子どもの支援のための取組の基本となる事項並びに必要な規制を定めることにより、子どもを性被害から守るための取組を総合的に推進し、もって子どもの尊厳の保持及び健やかな成長の支援を目的とすること。

2 基本的考え方

(子どもはかけがえのない存在)

- ・ 子どもは社会の宝であり、一人一人がかけがえのない存在であること。
- ・ 子どもの性被害は、その心身に重大な影響を及ぼし、その被害を生じさせる行為は、子どもの尊厳を踏みにじる卑劣な行為であり許すべきではないものであること。

(子どもを性被害から守る取組)

- ・ 子どもが自己を大切に思う心を育み、性被害を受けた子どもを心身両面で支えなければならないものであること。
- ・ 県民総ぐるみで、深夜に外出している子どもに対し帰宅を促すなど、子どもを性被害から守る取組を強化することが必要であること。

(重視すべき点)

- ・ 大人が、真摯な恋愛を除き、判断能力が未熟な子どもと性行為に及ぶことなどは、子どもの成長発達を見守り、支える大人の責任として許されないものであること。
- ・ 条例の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意するとともに、子どもの最善の利益を尊重しなければならないものとする。

Ⅱ 具体的項目

1 性被害の予防に関する施策

- ・ 県は、子どもを性被害から守るための人権教育並びに情報モラル（※）に関する子どもに対する教育及び保護者に対する啓発活動を充実するものとする。

※ 情報化社会で適正な活動を行うための基となる考え方及び態度。

- ・ 県は、子ども、保護者等が子どもの性に関する相談をすることができる体制を充実するものとする。
- ・ 県は、県民等が行う子どもを性被害から守るための教育、人材育成等の取組に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 性被害を受けた子どもに関する施策

- ・ 県は、性被害を受けた子どもが心身に受けた影響から早期に回復し当該子どもが健全に成長するため、関係機関と連携し、当該子どもの身体的、精神的及び経済的負担の解消又は軽減に資する医療、支援体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。
- ・ 県は、性被害を受けた子どもが安心して支援を受けられるよう、支援を行う者に対する研修の実施その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 啓発活動

- ・ 県は、子どもの性被害が子どもの心身に及ぼす影響、子どもの性被害を防止することの重要性、子どもの性被害に関する相談体制又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

4 規制項目

(1) 威迫等による性行為等の禁止

- ・ 何人も、子どもに対し、威迫し、欺き若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じて、性行為又はわいせつな行為を行ってはならないものとする事。
(罰則：2年以下の懲役又は100万円以下の罰金を科するものとする事。)
- ・ 何人も、子どもに対し、威迫し、欺き若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じてわいせつな行為を行わせてはならないものとする事。
(罰則なし)
- ・ 何人も、子どもに対し、自己の性的好奇心を満たす目的で、性行為若しくはわいせつな行為を見せ、又は教えるはならないものとする事。
(罰則なし)

(2) 深夜外出の制限

- ・ 保護者は、通勤、通学その他の正当な理由のある場合を除き、深夜（※）に子どもを外出させないように努めなければならないものとする事。
(罰則なし)
※ 午後11時から翌日午前4時までの時間。
- ・ 何人も、保護者の委託を受け、又は同意を得た場合その他の正当な理由がある場合を除き、深夜に子どもを連れ出し、同伴し、又は子どもの意に反しとどめてはならないものとする事。
(罰則：30万円以下の罰金を科するものとする事。)
- ・ 深夜に営業を行う者は、深夜に当該営業に係る施設内又は敷地内にいる子どもに対し、帰宅を促すよう努めなければならないものとする事。
(罰則なし)
- ・ 何人も、深夜に外出している子どもに対し、帰宅を促すよう努めなければならないものとする事。
(罰則なし)

(3) 罰則の適用

- ・ 当該子どもの年齢を知らないことを理由として、処罰を免れることができないものとする。ただし、当該子どもの年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでないものとする。
- ・ 規制項目に違反した者が子どもであるときは、当該子どもについては、罰則は適用しないものとする。違反する行為をしたとき子どもであった者についても、同様とする。

Ⅲ 定義

1 定義（主なもの）

- ① 子どもとは、18歳未満の者とする。
- ② 性被害とは、次に掲げる行為による身体的又は精神的被害をいうものとする。
 - ア 刑法（明治40年法律第45号）第176条から第178条まで、第181条、第225条（わいせつの目的に係る部分に限る。）及び第241条の罪に当たる行為
 - イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第60条第1項の罪に当たる行為
 - ウ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第4条、第7条並びに第8条第1項及び第2項の罪に当たる行為
 - エ II 具体的項目の4 規制項目の(1)の罪に当たる行為
 - オ アからエまでに掲げる行為のほか、自己の性的欲望を満足させる目的で犯した罪に当たる行為
 - カ 性的搾取、性的虐待その他の性の乱用に係る行為でアからオまでに該当しないもの